

志學館大学女子学生寮規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学女子学生寮（以下「すみれ寮」という。）の管理運営に必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 すみれ寮は、本学の教育方針に基づき、学生の起居・休養・勉学の間であるとともに、規律的共同生活を通じて心身共に健全な人間形成に資するための施設とする。

(入寮願)

第3条 すみれ寮に入寮を希望する者は、所定の入寮願を本学学務課に提出しなければならない。

(入寮許可)

第4条 入寮は、入寮を願い出た者について学務委員会で選考の上、学長が許可する。

(入寮手続)

第5条 入寮を許可された者（以下「寮生」という。）は、指定された期日までに所定の入寮誓約書を提出するとともに、入寮費等を納入しなければならない。

(入寮費等)

第6条 入寮費等の金額等については、別表に定める。

2 既納の入寮費等は返却しない。

(在寮期間)

第7条 寮生の在寮期間は、原則として4年以内とする。ただし、留学による休学、本学大学院進学等により4年を超える場合など、修学上止むを得ないと認められる場合は、空室状況等を考慮し、在寮期間の延長を認めることができる。

2 入寮したものは、特別の事情がない限り1年間は在寮するものとする。

(施設保全及び弁償義務等)

第8条 寮生は施設の清潔美化に努め、正常な状態を保持することに留意しなければならない。

2 寮内での飲酒、喫煙は禁止する。

3 施設・設備・備品等を滅失又は破損したときは寮監に届け原状に復し、又はその費用を弁償しなければならない。

4 居室における火器及び電熱器具類（許可された物以外）の使用は、禁止する。

5 施設・設備等の異常に気づいた場合は、直ちに寮監に連絡する。

(退寮手続及び退寮処置)

第9条 やむを得ない事情で退寮する者は、事前に寮監に申し出た後、退寮願を本学学務課に提出し、承認を受けなければならない。

2 退寮の日が期中途の場合にあっても、その期に属する寮費は納入しなければならない。

3 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、退寮を命ずるものとする。

(1) 学則又は寮の規定等を守らず、寮生活に不相当と認められるとき。

(2) 寮費、食費（光熱水費等を含む。）等の納入を怠ったとき。

(3) 疾病その他の理由で、保健衛生上共同生活に適さないと認められるとき。

(4) 退学（除籍を含む。）又は停学を命ぜられたとき。

(5) 第7条本文に定める最長在寮期間を満了したとき。ただし、第7条ただし書により延長を認められた場合は、この限りではない。

(寮生以外の者の宿泊)

第10条 すみれ寮には、原則として、寮生以外の者の宿泊はできない。

(雑 則)

第11条 この規程の実施に関し、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日以前に定められていた、志學館大学女子学生寮（芙蓉寮）規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表 第6条関係

	金 額	備 考
入寮費	37,000 円	入寮時に納入する。
寮費	前期 100,000 円 後期 100,000 円	前期は、4月末日（新入生は入学手続時）までに納入する。 後期は、10月末日までに納入する。
食費・光熱水費等	月額 34,500 円	9月、2月、3月を除き、毎月指定した日までに納入する。 食事については、朝と夕の2食を提供する。
休業期間中の光熱水費等	日額 500 円	指定した日までに納入する。